

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成27年11月13日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500107 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (脱) 第 1500003 号

第1 結論

昭和 29 年 9 月 24 日から昭和 34 年 4 月 2 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 29 年 9 月 24 日から昭和 34 年 4 月 2 日まで

A社B支店に勤務していた昭和 29 年 9 月 24 日から昭和 34 年 4 月 2 日までの厚生年金保険被保険者期間に関して、脱退手当金を支給されたことになっているが、当時、私は脱退手当金制度を含む厚生年金保険制度について知らなかった上、出産のため同年 6 月は入院しており、脱退手当金を受領できる状況になく、脱退手当金を受け取っていないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の脱退手当金はA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 34 年 4 月 2 日）から約 2 か月後の昭和 34 年 6 月 3 日に支給決定されていることが確認できるが、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の請求者が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性（請求者を除く。）のうち、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年以内に資格喪失し、当該事業所で 2 年以上の被保険者期間がある 32 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、23 名に脱退手当金の支給記録があり、うち 19 名が資格喪失日から 5 か月以内に支給されていることから、請求者についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、A社B支店を退職後に、厚生年金保険の加入歴がない請求者が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、請求者の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

なお、請求者は、昭和 34 年 6 月は入院しており、脱退手当金を受給できる状況になかったと主張しているが、当時、脱退手当金の受領は、社会保険事務所（当時）において直接現金で受領する以外に、同事務所が指定した銀行又は郵便局において、支給決定日から 1 年以内に受領が可能であったことから、請求者が脱退手当金を受給した可能性は否定できない。

また、口頭意見陳述を実施したが、請求者が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500119号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500069号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年3月25日から同年5月7日まで

私は、B校のC科を卒業し、A社に就職したが、昭和63年3月末日と同年4月25日に支給された給与から厚生年金保険料が控除されていた。B校の修了生名簿と給与推定計算書を添えて請求するので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B校の昭和62年度修了生名簿に請求者の氏名及びA社が就職先として記載されていることは確認できるが、請求期間当時、雇用保険の適用事業所であった当該事業所において請求者の雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、オンライン記録によると、A社は、平成元年2月3日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、請求期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、A社の元事業主に請求者の勤務状況等について照会したが、回答は得られなかった上に、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に資格取得した元従業員に照会したところ、請求期間より前から同社に勤務していたと回答している者は、請求者を憶えていない旨回答していることから、請求者の請求期間当時の勤務及び保険料控除状況について確認できない。

加えて、D町の回答から、請求者は、請求期間を含む昭和45年11月24日から平成20年9月19日まで国民健康保険に加入していたことが確認できる。

なお、請求者は、E銀行の当座性貯金月間取引明細表、請求者が作成した「昭和63年3月31日支給の給与推定計算書」及び「昭和63年4月25日支給の給与推定計算書」を提出しているが、当該取引明細表には入金元の記載はなく、給与推定計算書の記載内容を裏付ける関連資料等はないことから、いずれも請求期間における給与の支給及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料と認めることはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。